

表示方法届出書の記載要領

- 1 この届出書は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第8条の3第1項（第2項）の規定により、酒類製造業者がその製造場から移出する酒類の容器に酒類の品目等を表示しようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、当該表示を行う酒類を製造場等から移出する前に次の区分により提出してください。

区分	届出者	提出先
(1)	酒類製造業者又は酒類販売業者	酒類製造業者若しくは酒類販売業者の住所地又は製造場若しくは販売場の所在地を所轄する税務署長
(2)	中央会又は一の国税局の管轄区域を超える地域をその地区とする酒類業組合	国税庁長官
(3)	連合会若しくは(2)以外の酒類業組合で一の都道府県の区域又は一の都道府県の区域よりも広い区域をその地区とする酒類業組合	連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する国税局長 (連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該連合会又は酒類業組合の地区外にあるときは、その連合会又は酒類業組合の地区の所轄国税局長)
(4)	(2)及び(3)以外の酒類業組合	酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長 (酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該酒類業組合の地区外にあるときは、その酒類業組合の地区の所轄税務署長)

(注) 1 酒類製造業者又は酒類販売業者が直接又は間接に構成する団体は、組合法の規定に基づかない任意の団体であっても差し支えありません。

2 「酒類業組合」には、上記1の団体を含みます。

- 3 表示方法届出書には、当該届出に係る表示証等の使用を開始する時期を記載するとともに、当該表示証等及び当該表示証等を表示する場所を明示した略図を添付してください。

なお、表示証等は色彩区分を明示した図案であっても差し支えありません。

- 4 輸入酒類の届出の手続等は、上記に準じて行い、届出書は、輸入酒類を引き取る保税地域の所轄税関長に提出してください。

なお、輸入酒類に係る酒類の品目の表示方法について、既に他の税関長に届出済みであることを証する書類を所轄税関長に提示したときは、改めて届出書を提出する必要はありません。

- 5 所轄税関長に提出する場合は、A I - O C R様式ではなく旧様式を使用してください。